評議員会開催

各協議会会長・評議員出席　平成21年２月19日（木）

本紙は各校ＰＴＡに四部、内訳として「校長・教頭用」、「ＰＴＡ会長・役員用」、「広報委員会用」、「事務局用」を目安にしています。

平成20年度評議員会が、東京都港区のホテルフロラシオン青山にて、評議員と各協議会会長同席のもと開催された。

今回も昨年同様各ＰＴＡ活動に反映されることを目的として、文部科学省生涯学習政策局、初等中等教育局、スポーツ・青少年局の各担当の方々から、新学習指導要領や有害情報対策など子どもたちに直接かかわる現状や課題等のお話を伺った。

開催に先立ち、曽我会長のあいさつが行われた。

会長あいさつ

曽我会長

要約

みなさんこんにちは。たいへん忙しい2月のこの日に全国各地から本当にたくさんの評議員のみなさん、また会長さんにお集まりいただきありがとうございます。昨日から日本ＰＴＡの理事会そして常置委員会、今朝常任幹事会を開催し、今から評議員会となりますが、評議員会のみなさまにお集まりいただき、今回はぜひ我々日本ＰＴＡが今どのような立場の中で国といろいろな施策の話をし、会長さんを通じて各地にＰＴＡ活動のご支援をお願いしているかということについて、ぜひ評議員のみなさんに今日お聞きいただければ、もっともっと各地でのＰＴＡの取り組みが即対応性のある形になるのではないかということで、後ほど文部科学省の各担当課のみなさんから学校支援地域本部事業について、また放課後子ども教育庭の教育力の向上について、また全国学力学習状況調査の実績活用と学校評価の推進について、また新学習指導要領について、そして青少年をとりまく有害情報対策についてという様々な項目から、みなさんにお話をいただきたいと思います。

そしてみなさんにひとつだけお願いをさせていただきたいことがあります。2月1日に文部科学省から各教育委員会を通じて学校に携帯電話の問題について通達が行っております。学校の中での使用禁止。つまり学校の中では今の携帯電話というのは必要のないものである。学校の中の教育が携帯電話によって混乱してはならぬという部分の中で、このような原則禁止ということが通達をされました。もちろん日本ＰＴＡも学校の中で使用を許可するということを求めたこともございませんし、そのとおりの動きが全国でなされていると思いますが、このことによってひとつ社会が我々ＰＴＡに問いかけているというように思います。

つまり今までＰＴＡの論議の中でかなり学校に様々の要望、いじめについても様々な要望をしていたのではないだろうか。その時に子どもの保護者としての義務というのはどこにあるのだろうか、この問いかけだと思います。

つまり、携帯電話を学校以外のところで所持を禁止するというところまでは踏み込んでいないということは、子どもが携帯を持つことの環境は保護者が与えない限り起きない。その保護者が責任を持って携帯電話を子どもに所持させなければならない。そこから起きることに関してはかなり保護者の保護責任が問われるということになると思っております。

まさしくＰＴＡ会長としては、このことはぜひ多くの保護者に理解いただき、誰かが持っているからという携帯の与え方ではなく、我が子に安全・安心な所持をさせるなら、携帯の持つ環境をつくってお渡しいただきたいと思いますし、不必要に持たせる必要はないということも問いかけねばならないというふうに思っております。日本ＰＴＡでもこれからこの携帯に関するアピールなど各県と連動しながら、この文科省からの通達をよりよい方向に受け止めて、保護者とともに子どもの未来をやはり学校と連動するように対応していきたいというふうに思うことは、みなさんの意ではなかろうかと思い頑張っております。

今日様々な施策についてのお話があると思いますが、ぜひみなさんのお耳を傾けていただき各地での活動に活用いただきたいと思います。

評議会会場

銭谷文部科学事務次官あいさつ

銭谷事務次官

みなさんこんにちは。ご紹介いただきました文部科学事務次官の銭谷と申します。今日実は塩谷立文部科学大臣がお伺いをしてお話を申し上げる予定でございましたが、今国会で予算委員会が開催をされておりまして、そちらに出席しなければなりませんので、私が代わりにお伺いをいたしました。

塩谷大臣、実はこの会をたいへん楽しみにしておりまして、ご自分で何べんも推敲された挨拶文を用意されておられましたので、それを私のほうからご紹介をさせていただきたいと思います。それでは、塩谷大臣のご挨拶を代読させていただきます。

『平成20年度社団法人日本ＰＴＡ全国協議会評議員会の開催にあたりご挨拶を申し上げます。本日お集まりのみなさまにおかれましては、子どもたちの健やかな成長のため、日頃から全国各地で活発なＰＴＡ活動を展開されておられますことに敬意を表します。また、評議員のみなさま方におかれては、日頃から教育行政にご理解と多大なご協力をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

今、世界は先行き不透明な激動の時代を迎えております。そうした中で我が国がしっかりとした基盤を未来のために作っていくことが必要であり、基礎学力、道徳教育、体力の向上こそが重要であると確信しております。そこで私は（この私はすべて塩谷大臣でございます）先日現代の教育課題をふまえ、「新しい日本の教育　今こそ実行のとき！」（6面参照）と題して、私の教育政策に関する考えを公表いたしました。

まず、新学習指導要領の実施を通じ基礎学力の定着、道徳教育の充実、体力の向上など知・徳・体をバランス良く育むことで、すべての子どもの生きる基本を養います。そのため来年度予算案では、1万4千人のサポート先生や、理科設備の充実、武道場の整備等を措置しました。また職業観、勤労観の育成に向け、初等中等教育から高等教育を通じた体系的なキャリア教育のあり方を中央教育審議会で検討していただいております。さらに子どもたちが多様な経験を積み、自分の世界や視野を広げるため、来年度予算案には校庭の芝生化の推進、スポーツ活動の充実、野外・海外活動への支援を盛り込みました。また学校支援地域本部の設置等を推進して、地域の教育力をいっそう高めてまいります。昨今、人と人との絆の弱体化や、家庭や地域の教育力の低下が指摘されております。これに対しては心を育む取り組みを社会総がかりで実行することが必要です。そこで私は心を育むための5つの提案をいたしました。第1に、「早寝早起き朝ごはん」と共に、生きる基礎を養う活動として、「読み書きそろばん・外遊び」を推進すること。第2に、各学校の校訓を継続的に実践する取り込みを地域で応援すること。第3に、先人の生き方や本物の文化・芸術から学ぶこと。第4に、携帯電話の使い方など家庭で生活の基本的ルールをつくること。第5に、学校支援地域本部の活動などを通じて、地域の力で教育を支えることです。家庭はすべての教育の出発点です。ＰＴＡのみなさまにおかれましても地域ぐるみで子どもを育てる環境をつくり、学校、家庭、地域の教育力を向上させるため、引き続き教育行政へのご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。結びに、本日お集まりのみなさまのますますのご健勝と、日本ＰＴＡ全国協議会のいっそうの発展を祈念いたしまして挨拶といたします。平成21年2月19日文部科学大臣塩谷立』というのが大臣からお預かりいたしましたご挨拶の内容でございます。

ぜひ「新しい日本の教育　今こそ実行のとき！」と題しました提案、特に心を育むための5つの提案についてＰＴＡのみなさま方に十分ご理解いただきまして、共々日本の教育の充実のために努力をしていきたいというふうに思っている次第でございます。本日の評議員会のご盛会を心からお祝いをいたしまして、私からのメッセージとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

文部科学省行政説明

【生涯学習政策局】
1 学校支援地域本部事業について
　社会教育課長　森　晃憲
2 放課後子ども教室（放課後子どもプラン）について
　生涯学習推進課専門官　竹田　和彦
3 家庭の教育力の向上等について
　男女共同参画学習課長　高口　努
【初等中等教育局】
1 全国学力・学習状況調査の実施・活用と学校評価の推進について
　教育水準向上ＰＴ総括リーダー　藤野　公之
2 新学習指導要領について
　教育課程課長　高橋　道和
【スポーツ・青少年局】
1 青少年を取り巻く有害情報対策について
　青少年課長　池田輝司

日本PTA

発行所
〒107-0052
東京都港区赤坂7丁目5番38号
社団法人
日本PTA全国協議会
発行人　曽我邦彦
電話 03(5545)7151
FAX. 03(5545)7152
ホームページアドレス
http://www.nippon-pta.or.jp/

綱領

本会は教育を本旨とする民主的団体であり、不偏不党・自主独立の性格を堅持し、ＰＴＡの健全な発展の維持、並びに青少年の幸福な成長を図ることを目的とする。

主な内容

1面
● 評議員会
● きざし
2面
● 評議員会
3面
● 評議員会
4面
● PTA実践事例集
● 広報紙コンクール
5面
● アピール
● 県P自慢
● 日中友好
6面
● 文部科学省のページ
7面
● 文部科学省のページ
8面
● 委員会報告
● 全国大会

きざし

学校の金庫に保管されている学校沿革誌を開く時は、心なしか居ずまいを正す。昭和30年代前半までの紙は、長い歳月を経て黄色に変色してきているが、青いインクで書かれた文字は、くっきりと鮮やかで、その時の思いが伝わってくる。▼書き出しは、昭和22年4月1日「六三制による区立中学校として設置され」で始まっている。同年5月1日第1回入学式挙行。初代校長の式辞の要旨が書かれている。「みなさんの待ちに待っていた新制中学校が、今日から開校されることになった。（中略）これからは一人の残らず誰でもが中学3年生までの義務教育を受けることになる。敗戦の日本が非常に苦しい財政の中で、どうしても六三の義務教育を実施しようと決意したわけは、これからの日本再建の途は国民一人一人の教養を高め、文化国家を築き上げる以外にないという悲願からである。このことをよく理解し、この制度の先頭に立った皆さんの責任を自覚し輝かしい希望をもって、しっかりと勉強していただきたい」居並ぶ生徒や大人の真剣な様子が目に浮かぶ。▼入学式の翌日から1期生は、戦災で焼け残った隣の小学校を間借りして中学校生活をスタートした。生徒たちは、小学校の古机や腰掛を運動場に並べて修理したとある。ガラスのない教室で雨が吹き込むと生徒と先生は板切れを窓にしばりつけ凌いだ。冬を前にその状況を心配した後援会が会費を集めて教室の窓ガラスを購入することを決定したともある。多くの新制中学校は、このように地域の熱い思いに支えられたのであろう。中学校時代という人生のかけがえのない3年間を過ごし、多くの卒業生が巣立っていった。▼本校の学校沿革誌は、平成21年3月31日に廃校と記して、62年の幕を下ろす。

文部科学省施策説明

～学校支援地域本部事業について～

社会教育課長　森　晃憲

塩谷大臣がこの2月3日に発表いたしました政策表明の中で、地域の教育力を高めていくため学校支援地域本部事業等をさらに拡大をしていくことになりました。学校支援地域本部事業とは、地域の教育力を高めていくためのＰＴＡ、地域の保護者、地域住民の方のボランティアを学校の活動に活用しようというものです。

ねらいとしては大きく3つあります。1つ目は地域の方々の力を借りることで、学校教育をさらに良くしていくこと。いろいろな地域の方々の知見、長年の経験を使っていく。そしてまた一方で先生の仕事の軽減、学校教育の充実をはかっていこうというものです。

2つ目として、地域の方々が日頃学んできた学習の成果・これまで培ってきた力を学校教育の場を通じて発表していただくこと。地域ボランティアにとっても学習の場にもなりますし、また日ごろの学習成果の発表の機会にもなるということです。

3つ目として、地域住民の方々が学校に参加することにより、その地域全体での教育の盛り上がりになること。地域社会の方とも触れ合うことで、子どもたちにとっても新しい出会い・経験ということにもなるので、そういう形での地域の教育の向上、生涯学習の推進をねらっています。

これらはもともとＰＴＡの方々がそれぞれ取り組んできたところで、そうしたすでに地域で先行しているものを国が一定の予算上の制度として20年度から取り組むわけです。初年度である20年度には予算支援を受けて実施をしているものが全国で2100本部ほどあります。中学校区単位が多いのですが、地域的広がりとして中学校といくつかの小学校のまとまりをイメージしています。地域によっては学校ごとに本部が置かれることもあり、それぞれの取り組みがあっていいのではないかと思っております。

この学校支援ボランティアとして、例えば学習の支援として読書活動、授業の向上、また部活動の支援というものもあります。また花壇、校庭等の環境整備、安全パトロール等もあります。そういった住民ボランティアの方と学校とを結びつけていく仕組み作りがこの支援本部で、地域コーディネーターの方が多くのボランティアや学校の意向を勘案し、話し合っていきます。実際地域にはＰＴＡの活動に取り組んできてこられた方、あるいは現に活動を行っている方が多くおられます。言うまでもなくＰＴＡ活動は学校単位の活動が基本で、また多くの保護者の方にとって1つのボランティア活動の入口でもあります。ＰＴＡの方々がさらには地域ボランティアも含めた活動という中でその力を発揮していただく。そういう意味では、ＰＴＡの方々の力が求められており、またご協力がないとこの学校支援地域本部事業の実施は難しいのです。

他方、昨年の初めくらいだったでしょうか、報道で学校支援地域本部というものがあればＰＴＡがそれに代わるものではないかというような言い方がされましたが、決してそういうものではありません。ＰＴＡがないと学校支援地域本部事業もなかなかうまくいきませんし、またＰＴＡの活動というものも決して学校支援に尽きるわけではありません。ＰＴＡ活動では学校と協力しながら学校を支えていくことが大きな柱ですが、他方で保護者の方々の意見や意思を学校に通わせていくことがＰＴＡでなければできないことです。さらには会員の方々が様々な学習活動をすることで、家庭教育も含む教育の問題についてどう取り組んでいくかを自ら学んでいく場がＰＴＡです。従って学校支援本部とＰＴＡとは性格も違い、とって代わるということはまったく誤解であると思っております。

学校支援地域本部は、本年度約2100の本部ができていますが、市町村のイニシアティブによって今後さらに全国に展開をしていきます。国としても必要な予算の一定の支援をしていきたいと思っております。

また学校と地域社会、家庭を結びつけていく事業については、家庭教育の推進事業、放課後子どもプランなどいろいろあります。こういった関連事業について、どういったものが実際あるか、国としてどう思っているかを1つのパッケージで示していく必要がありますので、来年度の予算では学校、家庭、地域の連携を進めるような6つの事業を学校、家庭、地域の連携協力推進事業というような形の補助金にまとめていきます。

以上、学校支援地域本部事業については、地域の教育力の向上のために、さらにＰＴＡのみなさま方のご尽力をいただければと思います。

～放課後子ども教室（放課後子どもプラン）について～

生涯学習推進課専門官　竹田　和彦

「放課後子ども教室推進事業」は平成19年度に創設、今年度2年目という事業です。この事業は、「放課後子ども教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」が、一体的あるいは連携した取り組みで、放課後や週末等に子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するという観点で実施しているものです。

事業目的は、「すべての子どもを対象として放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する」ということです。

具体的実施体制としては、都道府県・市町村に外部の方も入れた委員会を組織し、域内の放課後活動をどのように展開していくのかと言うことを検討し、コーディネーター、学習アドバイザーそして安全管理員といった役割を地域の方に担っていただき、子どもたちに様々な活動の場を提供するというものです。具体的な活動はそれぞれの地域で検討し実施しやすいような形でやっていただきます。また指導者の謝金については、今年度から補助の上限を上げました。

今年度は約7800箇所で取り組みが行われており、そのうち約7割は小学校が実施場所で、1教室あたりの年間実施日数は、平均年126日ということで、大体週2～3回行われているということになっております。現在約6割の市町村で取り組んでいただいております。

また、「放課後子ども教室」は学ぶ意欲のある子どもに学習の機会を提供するということも目的の1つとしており、学習活動を実施しているところが約3500箇所、45％程度実施しているということになっております。今年度まだ2年目ですが、着実に全国に事業が定着しつつあるのではないかと考えております。

なお、人材の確保及び実施場所の確保という本事業の課題が解消されるよう、文部科学省がおこなっている主な取り組みを紹介させていただきます。

まずは人材の確保という面では、「放課後子ども教室の立ち上げ事例」のＤＶＤを作成し全市町村宛てに送付させていただく予定としております。

実施場所の確保としては、「初等中等教育局メールマガジン」（文部科学省初等中等教育局で作成）で小学校の校長先生に放課後子ども教室の実施の効果などについて執筆いただいております。また、昨年11月、文教施設企画部との連名で使わなくなった教室を「放課後子どもプラン」として活用されるよう通知を発出するとともに、併せて「放課後子どもプラン」として活用できないかという調査も行ったところでございます。

来年度の新しい取り組みとして「放課後子どもプラン推進アドバイザー」の設置があります。放課後子ども教室の運営にあたり、人材や実施場所の確保、活動内容の充実、あるいは新しい教室をどのように立ち上げていくか等々の課題に対応するため学識経験者や社会教育主事の方々など放課後子ども教室の実施に関して知見が豊かな方を文部科学省の中に「放課後子どもプラン推進アドバイザー」として登録をしていただき市町村からの求めに応じ派遣し、アドバイスを行うものです。ご活用いただければと考えております。

文部科学省としましては、「放課後子ども教室」の最終目標である全国の小学校区約2万箇所での実施を目指し、次年度以降も着実に推進していきたいと考えております。今後も事業の周知や実施の働きかけを行ってまいります。すべての子どもたちの安全・安心な活動場所が確保され、子どもも大人もともに楽しめる地域コミュニティの拠点としての居場所づくりにぜひご協力をいただければと思います。

～家庭の教育力の向上等について～

男女共同参画学習課長　高口　努

男女共同参画学習課の業務のひとつに家庭教育への支援があります。現在、都市化、核家族化、地域の人間関係の希薄化等に伴い、家庭の教育力の低下が指摘されております。私どももこれまで家庭の教育力を向上させ支援していくという事業をやってきており、平成21年度の予算案にもそういった施策を盛り込みました。また、家庭での基本的なルールづくりについても、今般の塩谷文部科学大臣の「心を育む」5つの提案の中に盛り込まれております。

平成20年度においては、地域における家庭教育支援基盤形成事業として、家庭教育支援チームの設置、地域支援人材の養成、学習機会の効果的な提供、こういった事業に取り組んできております。家庭教育支援チームと申しますのは、地域の子育て経験者や、保健師、民生委員や臨床心理士といった方々がチームを組み、保護者の相談にのったり情報提供をしていただくものです。

ただし、講座などの学習機会にも全く出てこない、協力もしていただけない、そういう子育てに無関心な保護者に対してどうアプローチしていくかが一番大きな課題です。

そのため、平成21年度から訪問型家庭教育相談体制充実事業を新しく実施しようとしております。これは家庭教育支援チームが中心になり、積極的に家庭・企業を訪問して様々な相談を受け、家庭教育支援に関する情報を提供するようなモデル事業として全国94地域で実施する予定です。

次に、今まで各地域で取り組んでいただいていた家庭教育支援チームの普及・定着、地域支援人材の養成、学習機会の効果的な提供の実施といった事業については、学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金で支援を行う予定です。

学習機会の効果的な提供については、就学時検診や学校の参観日などを活用し、取組を行っていただきたいと思っておりますが、地域の実情に応じた家庭教育支援のみならず、特に、携帯電話の家庭でのルール作りに関する講座、「早寝早起き朝ごはん」等の基本的な生活習慣の育成に関する講座等に取り組んでいただきたいと思っております。ＰＴＡで保護者向けの学習機会の提供に取り組む場合は、教育委員会に御相談をいただき補助事業も有効に活用していただければと思います。

また大きな事業として、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を実施しておりますが、これは子どもの望ましい基本的な生活習慣の育成の機運を醸成していこうということで、国民運動として平成18年度から実施しております。現在日本ＰＴＡ協議会も含め230の企業団体、個人の方に「早寝早起き朝ごはん」の全国協議会の会員になっていただいており、文部科学省も一緒に運動を推進しております。全国的な講演会・フォーラムなどの普及・啓発活動、専門家の方による「早寝早起き朝ごはん」や基本的な生活習慣を確立する必要性についての分析などをお願いしております。「早寝早起き朝ごはん」コンテストもやっております。

また、平成21年度から新規に約2億4千万円の予算で、「子どもの生活習慣づくり支援事業」というものを実施していきます。事業の中身としては、様々な地域や機関において「早寝早起き朝ごはん」、また子どもの生活習慣づくりに関する普及・啓発を行うものです。専門家や教職を目指す大学生などに参加していただいて「キャラバン隊」というものをつくりまして、全国の学校や地域に出向きます。予算を組み全国65箇所に派遣する予定で、4月から受け入れ先の募集を開始していきます。主に小中学校、営利目的でない関係機関、団体または市町村でのイベント行事等に出向いてＰＲしていきたいと考えてますので、地元のＰＴＡでもぜひご活用いただければと考えております。

また地域における研究成果の普及・啓発のため、今後全国7ブロックでフォーラムを実施していきます。基本的には要請に応じて各都道府県教育委員会にお願いしてシンポジウムや講演会を実施するのですが、ＰＴＡの皆様方にもご協力をいただければありがたいです。

最後に家庭教育手帳を家庭教育支援の情報提供として、これまで配布をさせていただいておりましたが、来年度から印刷配布がなくなりました。内容は文部科学省のホームページに載っておりますので、ダウンロードしていただきＰＴＡの研修会や、家庭教育学級でのテキスト等としてぜひご利用下さい。

～全国学力・学習状況調査の実施・活用と学校評価の推進について～

初等中等教育局教育水準向上プロジェクトチーム総括リーダー　藤野　公之

教育水準向上ＰＴは、「学力調査」と「学校評価」の2つが学校の運営改善を図る重要なツールであり、一緒にして学校改善を進めるための組織です。

まず全国学力・学習状況調査について、その目的は3つです。①各学校が子どもたちの状況を把握し、子どもたちの教育指導や学習状況の指導に役立てる②各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通じて、教育に関する検証改善サイクルを確立する③国が、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における子どもたちの学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることです。調査ですので、当然「把握」が目的ですが、併せて「改善」も目的となっています。先ほどのＰＤＣＡサイクル、プラン、ドゥー、チェック、アクションで言いますとチェックをした上でどうアクションにつなげていくのか、改善につなげていくのかが、この調査の目的となっています。そのねらいとしているのは6点。①児童生徒一人一人の全般的な学習状況の改善等につなげる（すべての児童生徒の学力向上等を図る）②全国的な義務教育機会均等やその水準の維持向上を図る③国及び、全国すべての教育委員会、学校等がそれぞれ「自ら」に関するデータに基づき、「自ら」の成果や課題等を把握し、「自ら」改善に取り組む（全国的な状況との関係において、「自ら」の状況を把握し改善）④毎年、自らの成果と課題を把握・検証し、継続的な改善に取り組む（ＰＤＣＡサイクルの確立―特に「Ｃｈｅｃｋ」→「Ａｃｔｉｏｎ」）⑤「理念」、「経験」だけではなく、「データ」を加味⑥調査の出題を通じて、「活用」に関する学力の考え方を具体的に示し、これから必要とされる「知識」と「活用」の力をバランスよく育成などです。

3回目の調査実施にあたり、都道府県市町村からのアンケート調査やヒヤリング等も行い、皆様のご協力もいただきながら、目的・ねらいを達成し、よりよいものとなるよう調査の実施方法等の改善等を行っております。

改善のポイント

1．国における積極的な活用

実施要領に、国が調査結果を活用した取組に努めることを位置づけるとともに、調査結果の早期の提供の継続、分析や改善に役立つような情報の発信、調査結果の活用等を総合的に進めてまいります。

2．教育委員会・学校等における活用促進

実施要領に、「多面的な分析を行い、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育の改善に取り組むこと」を新たに位置づけ、調査結果の一層の活用を促進することとしています。

3．調査結果の取り扱いの明確化等

今回の大きな検討課題となったもののひとつに公表のあり方があります。今回は色々な検討の結果、従来の取り扱いの基本的な考え方は維持することになりました。

市町村や学校の自らの結果の公表はそれぞれの判断のもとで行うことになりますがそれは、調査の目的である「自らが把握し、自らが改善に取り組む」ということが重要と考えるからです。また、現段階ではまだまだ序列化とか競争の激化につながるという懸念もあります。このため、結果を公表する場合には、地域や保護者の皆さんに、今の学校の教育の状況がどうなのか、あるいはこのような調査を踏まえた改善方策はどうなのか。これを併せてお示しすることが大切だと考えています。

調査結果を基に、色々な分析の結果が出てきているところであり、逐次公表しております。今後ともデータを蓄積しながら分析し、有用な情報を広く発信し、教育の改善に役立てていきたいと思っております。

最後に学校評価の関係ですが、ＰＴＡの皆様にもいろいろご参加いただきながら仕組を検討してまいりました。

学校を評価するのはなかなか難しいことですが、色々と参考となる資料等も作っており、これからも評価の実践に役立つ資料等を提供してまいります。ＰＴＡの皆様は学校関係者評価に実際携われる機会が多いかと思いますので、どうやって学校を良くしていくのかという観点から積極的なお取り組みをお願い申し上げます。

～新学習指導要領について～

教育課程課長　高橋　道和

「生きる力」というパンフレット、その後ろに3枚の資料があります。今日の説明はこちらからです。

「生きる力」のパンフレット、皆さんどこかで一度ご覧になったことがあるかもしれませんが、1年前に各学校を通じて、幼稚園、小・中学校のすべての保護者の方々に配らせていただきました。こちらに新しい学習指導要領がどのようなものか書いてあります。新学習指導要領が全面実施されるのは、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度からです。まだ少し時間がありますが、それは新学習指導要領に基づく教科書の準備に時間を要するからです。しかし、実施できる部分は少しでも早く実施しようということで、この4月から早速先行実施される内容があります。特に、算数・数学、理科については、4月から授業時数が増えます。

例えば、現行学習指導要領における小学校1年生の算数の標準授業時数は週3・4コマですが、これが4コマになります。同じように2年生は4・4コマが5コマ、3年生は4・3コマが5コマというように小学校6年間で約15％算数の授業時数が増えます。また、体育は低学年の標準授業時数が少し増える形になっております。このように、小学校では4月から、算数、理科、体育の授業時数が増えます。しかし、授業時数を増やしたからといっていたずらに指導内容をどんどん増やして詰め込みにするのでは、基礎基本がなかなか定着しませんので、増えた授業時数を活用して繰り返し学習を充実させます。例えば、現行学習指導要領では、二ケタの足し算引き算は2年生で学習することになっているのですが、ひとつの学年だけで学習するのではなかなか定着しません。そこで、平成21年度から、小学校1年生の算数で簡単な二ケタの足し算引き算、2年生の算数で簡単な三ケタの足し算引き算を新たに学習します。特に小学校低中学年の算数はつまずきやすいので、基礎基本を繰り返し学ばせるために、新学習指導要領では授業時数を増やしています。

新学習指導要領に基づいた教科書の作成には2、3年かかります。そこで、この4月から新しく教える内容については、教科書会社に補助教材を作っていただいており、子どもたちには教科書と一緒に配る予定です。4月からは教科書と補助教材の2種類の教材を使って、より内容の濃い授業を行うことになります。

また、小学校5、6年生では新たに外国語活動が始まります。平成23年度から週1コマが必修となりますが、平成21・22年度は準備期間ということになっていて、各学校の判断で行うことができることになっています。

中学校で移行期間中に授業時数が増えるのは数学と理科で、中学校では数学は2割、理科は3割程度授業時数を増やしました。内容を増やす以上に授業時数を増やして、じっくりと学習できるようにします。ただ、小学校と違って中学校は教科担任制で、授業時数を一度に増やすと教員確保上課題がありますので、中学校は毎年少しずつ授業時数が増えていくことになります。この4月からは、1年生の数学が週3コマから週4コマに、3年生の理科は週2・3コマから週3コマになります。新しい指導内容については、小学校と同じように教科書を補完する補助教材を作って、4月にお配りするということになります。

現在、文部科学省では、新しい学習指導要領で平成23年度からどう変わるのか、特に先行実施でこの4月から何がどう変わるのか、色々な広報などで説明をしております。できるだけ色々な場を利用して正確に保護者の皆様方にお伝えしたいと思っておりますが、ここで3点お願いがございます。

1点目は、今ご覧いただいた小学生用と中学生用の二種類のパンフレットを各都道府県や指定都市のＰＴＡ協議会に百部ずつ送らせていただきます。日本ＰＴＡのホームページからもパンフレットがダウンロードできますので、各県市の協議会や各単位ＰＴＡで、年度末・年度初めの会合でこのチラシを配っていただき、一人でも多くの保護者の方に情報が届くようにお願いできればと思います。

2点目ですが、これらのパンフレットはＰＴＡの広報紙にも掲載自由です。パンフレットをこのまま載せていただいても結構ですし、あるいは文部科学省に字数をお伝えいただければ、その字数に応じて原稿を作成してお渡しいたしますので、ＰＴＡの広報紙などで、この4月からの先行実施をＰＲしていただけるのであれば、ぜひご一報いただければと思っております。

3点目ですが、平成23年度からの全面実施の内容を説明した「生きる力」のパンフレットも若干残部があります。今後会合などで使いたいということがあればお届けさせていただきますので、担当にご連絡いただきたいと思います。

～青少年を取り巻く有害情報対策について～

スポーツ・青少年局青少年課長　池田　輝司

「子どもの携帯電話をめぐる問題に関する文部科学省の取り組み」これに付随しましていくつか資料をつけさせていただいております。

ご承知のように文部科学省でも次から次に色々な手は打っているわけですが、文部科学省として最近どんな取り組みをしているかを知って頂きたくＰＲをさせていただきたいと思います。まずはいじめが今随分形態が変わっております。いわゆるネットいじめというものが増えています。あるいはネットいじめの温床としての学校裏サイト、学校が公式以外にその学校の名を冠したサイトが立ち上がった場合、それは学校裏サイトと一般的に呼ばれておりましてこれは非常に大きな展開を見せています。文部科学省では調査を色々な形でやり、すでにいくつか発表させていただいているところです。とりわけ学校裏サイトにつきましては昨年公表いたしましたが、全国で確認できたところだけでも3万8千件の非公式サイトがあります。学校非公式サイト、裏サイトの検索サイトというものも出来ていますので、一度皆さん方の学区、学校を皆様に見て頂きたいと思います。

こういった実態の把握をして、パンフレットやリーレットを作りました。お申し出がありましたらどんどん文部科学省までお願いしたいと思います。もちろん先ほどの初等中等教育局と同様にダウンロードができますので、ご活用いただきたいと思っております。また、ＤＶＤも作りましたのでぜひご覧下さい。

また、昨年の6月に青少年のインターネット環境整備法ができました。4月から施行されるわけですが、保護者の皆さんには安心して青少年・子どもたちがインターネットを使えるように、そういった教育も含めてお取り組みいただきたいといった趣旨のパンフレットもお持ちしておりますので併せてご覧下さい。

PTA実践事例集(25)

本年度のPTA実践事例集（25）が、できあがりました。その概要は次の通りです。

〈テーマ〉

「子どもの基本的な生活習慣の確立をめざして」

〈趣旨〉

子どもたちに、必要な生活習慣がきちんと身についていないのではないかとの思いが、日に日に強くなっている。テレビやゲーム、「ケイタイ」、メールなどに熱中し、睡眠も十分取れていない。毎日の食事や栄養の摂取もおざなりになっている。ひとにあいさつができない、身の回りのことも自分でできないなど、こうした傾向が顕著に認められる。その背景には、家庭でのしつけや教育の弱まりがある。

こうしたことを背景に、PTAのこれまでの活動とその成果の概要を明らかにし、今後のPTA活動に生かしていただきたい。

〈掲載した活動実例〉

①「早寝・早起き・朝ごはん」の推進

○子どもの活動促進の事業実施

○親の学習活動の実施

○PTAとしての組織的な対応

○学校・関係団体・機関との連携事業の実施

②メディアへの適切な利用（接触）の推進

○テレビ、ビデオ、ゲームなどの適切な視聴・利用

○インターネット、携帯電話、メールなどへの適切な接触

③生活習慣の強化

○あいさつの励行、お手伝いの促進

○親子のコミュニケーションの促進

④読書など自由時間の充実促進

○学校、家庭での読書の推進

○スポーツ、野外活動の推進

○科学・文化などの活動促進

⑤その他、関連する活動など

この事例集は、4月早々には各単位PTAにお届けする予定です。

「あるPTA会長の日記から」

「成せばなる」

毎年のことながら新年を迎え1、2月を過ぎると次年度の役員選びに頭を悩ませることとなる。PTAのみならずどの組織の役員に共通の悩みの様だ。「来年度の役員はもう決まりましたか?もう一年続行ですか?」これが新年の挨拶代わりの様だ。なぜ大勢いる父母の中から引き受け手がいないのか。

仕事が忙しいから、大変だから、面倒だから…理由はいろいろあるのだろうがそれにしても手を上げる人がいない。子供には「困難なこと、面倒なことには関わらないで逃げなさい」と教えるのだろうか。長い人生の中わずか2、3年の役員任期。子供達のために頑張る姿を見せることは子供にとっても良いことだと思う。声が掛かったらチャンスだと思って積極的に取り組んで欲しいと思う。事あるごとに言っていることだが、なかなか全員の方に声が届かない。結局はくじ引きやジャンケンで役員選びが行なわれてしまうのは悲しい現実だ。任期を終えて退任する役員からは「やらなければよかった」という声は聞こえない。「やって良かった。楽しかった。」という人がほとんどだ。最初は嫌々かも知れないが、任命されれば人間何とか頑張るものだ。そして決して一人ではない事。いろいろな仲間と知り合いになり、楽しくできることは魅力的な事だ。役員に選任されたからには、自分から楽しんで取り組んでもらいたいと思う。決して後悔することはないはずだ。何事も「成せば成る」の精神である。

「仲間・感動・夢いっぱい」の学校づくり

地域・PTAと連携した人間づくりの推進

Column

学校の窓から

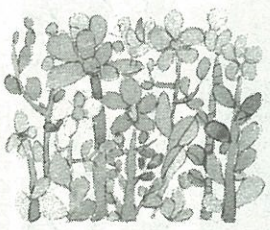

シリーズ㉝

本校は東京都文京区の西部に位置し、学区内には大きな繁華街もなく大学、中・高校、寺社、公園、広い庭を持つホテル等があり、都会にあって緑の多い比較的閑静な落ち着いた環境にある。昨年三月に告示された新学習指導要領による新しい教育課程の推進を念頭に置き、地域やPTAと連携した教育活動が本校の特色の一つである。地域の持っている人的資源や環境・施設などの物的資源を学校教育に活用させて頂くことは、学力向上の面からも豊かな人間性を育てる面からも大変大きな価値を持っている。地域には学校施設やそこで働く教職員をはるかに上回る教育環境が存在するからである。

地域企業との連携行事のホタル幼虫の放流

本校での活用例をいくつか挙げてみると、

①読み聞かせ及び図書館ボランティアの活動

読み聞かせボランティア「ゆずりは」が、毎週1回朝、1年生から6年生までの全学級で本の読み聞かせを行っている。この本校現保護者と元保護者からなる「ゆずりは」の活動は、今年で8年目を迎えているが、本の選択などメンバーの完全な創意工夫に頼っている。

本年度からは、地域の元小学校長の方も子ども達に男性の落ち着いた読み聞かせを行っている。子どもたちの評判はいずれも大変に良い。

また、図書館ボランティアが本年度から活動を開始した。図書及び図書室の整理と図書環境の充実を推進してくださっている。

②植物栽培ボランティア活動

区役所みどり公園課や草花ボランティアの方々のお世話で、子ども達がボランティアとして栽培活動を行っている。

1つは、3年生が種や球根から植物を育て、地域の保育園・幼稚園、消防署、公園などに苗をプレゼントしている。校庭に適当な場所がないため、屋上を利用して、適度な大きさになるまで栽培している。今年は、ポピー・キンセンカ・ビオラ・葉ボタン・ルピナス等を育てている。

2つ目は、4年生になると、毎年学校の直ぐ近くの公園に、みどり公園課から頂いた苗を植え、花は道行く人々の心に安らぎを与えている。

これは20年も前から続いている伝統的な取り組みである。

近隣の公園での植栽活動

③大学と連携したティーチング・アシスタントの導入

大学にとって教員を目指す学生にティーチング・アシスタント等の学校経験を積ませることは願ってもないことであるし、学生本人にとっても机上では決して味わえない貴重な経験ができる。

また受け入れる本校等の学校にとっても、子ども達に、よりきめの細かい指導ができることで大きなメリットがある。現在10人以上の学生がボランティアとして子どもたちのために活躍し、自分自身を磨いている。

④地区青少年対策委員会やNPO団体との連携

本校児童を対象に、青少年対策委員会やNPO団体が毎年各種の行事を行っている。前述の公園で本校全教職員も一緒になって行う地域清掃、お年寄りとの給食を中心とした交流行事、スポーツ行事、さらに他県NPO団体と交流した雪遊びの会…と、子ども達に多くの体験活動の場を設けている。

その他、企業や個人を問わず、本校はとても多くの人々の協力を得て子どもたちの育成に努めている。PTAを筆頭に、地域の学校への温かい理解と協力の姿に心から感謝している。

学校は、地域の中で地域の子ども達を育てているが、心温かい地域こそが心温かい子どもを育てる事ができる。今後もより一層、地域・保護者と連携し、知・徳・体のバランスのとれた質の高い教育活動を推進していきたい。

第31回全国小・中学校PTA広報紙コンクール実施要項

第31回全国小・中学校PTA広報紙コンクールの実施要綱が決まった。今年も多数応募されることを期待している。

〔趣旨〕

日本PTA全国協議会傘下の公立小・中学校で発行するPTA広報紙作品を広く募集し、優秀作品を表彰・公開することにより、PTA広報活動の活発化を促進し、PTA活動の一助となることを目的とする。

〔主催〕

社団法人日本PTA全国協議会

〔協賛〕

日本教育新聞社・教育家庭新聞社（予定）

〔後援〕

文部科学省（予定）

〔対象及び応募方法〕

平成20年4月から平成21年3月までに発行されたすべての号を1部送付すること。（複製したものは受け付けない。また装飾や補強のための表紙などはつけないこと）

〔募集期間及び応募方法〕

①各PTAは、平成21年4月28日（火）までに、各地方協議会に送付。

②各地方協議会は、平成21年5月29日（金）までに、第1次審査を終え、社団法人日本PTA全国協議会事務局に送付。

〔作品審査〕

①各地方協議会で第1次審査を行い小学校6点以内、中学校4点以内を選ぶこと。よって各協議会は10点以内となる。

②地方協議会で選ばれた作品を社団法人日本PTA全国協議会事務局に集め、第2次、第3次、第4次（最終審査）の3回の審査を行う。

③発行回数は、年間2回以上のこと。

〔審査基準〕

PTA広報紙の持つ目的・使命・記事・編集・レイアウト・見出し文章などを総合的に審査する。

〔審査委員〕

文部科学省、学識経験者、社団法人日本PTA全国協議会、日本教育新聞社、教育家庭新聞社（予定）

〔優秀作品への賞〕

文部科学大臣賞（最優秀賞・小・中学校各1点）社団法人日本PTA全国協議会会長賞、日本教育新聞社社長賞、教育家庭新聞社社長賞、特別賞（レイアウト賞・写真賞・企画賞）、佳作

〔入賞の通知ならびに表彰〕

表彰式は、第57回全国研究大会みやぎ大会の第四分科会で行う予定。

【平成21年8月21日（金）蔵王町・ふるさと文化会館】

入賞PTAは、日本PTA機関紙及び日本教育新聞に掲載するとともに、入賞PTAに通知する。

〔その他〕

応募作品は返却しない。

今年度も優秀広報紙を編集し「平成21年度版優秀広報紙集」を発刊する予定。

有害なインターネット環境から子どもたちを守ろう

アピール

昨年6月に成立した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」が、本年4月1日から施行されます。青少年（18歳未満の者をいいます）がインターネットへの接続に用いる携帯電話やパーソナルコンピュータ等について、民間事業者にフィルタリングの提供などが義務づけられるとともに、保護者に対してその保護対象である青少年に対し、適切にインターネットを利用させる責務等が課されることになりました。

本年2月1日、文部科学省から全国の小・中学校に携帯電話対応について、原則学校内に持ち込みを禁止する旨の通達がなされました。

さらに2月10日には内閣府、内閣官房、警察庁、総務省、文部科学省及び経済産業省は合同で、都道府県、都道府県教育委員会、都道府県警察及びＰＴＡ等に対し青少年におけるフィルタリングの普及促進等インターネットの適切な利用に関する教育啓発に取組むよう発しております。　また、2月27日には、民間のインターネットに関わる企業や社団法人日本ＰＴＡ全国協議会、大学の研究者など有識者で構成する「安心ネットづくり促進協議会」が設立され、〝誰もが安心してネットを利用できる国民運動〟「一億人のネット宣言　もっとグッドネット」が発表され官民一体となった運動をスタートさせました。

このように、インターネットを取り巻く有害環境から青少年を守る取り組みが全国で展開されるなか、当事者であり子どもの第一義的責任を有する我々が、前掲の経過をしっかりと踏まえ積極的に関わり、子どもたちのインターネット環境改善を促進するため、社団法人日本ＰＴＡ全国協議会は次のことをアピールします。

※フィルタリング＝インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービスをいいます）

記

一、社会の一員として青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に対し、法律に従い、通達を尊重し協力を惜しまない。

一、有害なインターネット環境から子どもたちを守るのは第一が家庭教育であり、保護者は適切にインターネットを利用させる責務を自覚し、家庭におけるルールを決める。

一、インターネットの環境を与えるのは保護者であり、携帯電話などのインターネットツールを与えるに当たり、使用責任があることを自覚し、子どもの使用状況の内容確認を適時に行う。

一、携帯電話等、インターネットを行える環境を、無防備に与えない。発達段階に合わせ、必ずフィルタリングを設定する。

一、携帯電話等、年齢に応じて使用時間、使用場所等を設定し、家庭内での健全な生活リズム、「早寝、早起き、朝ご飯」を守る。

一、保護者はインターネットについて自ら積極的に学ぶ姿勢を持ち、子どもたちが学校で学ぶインターネットモラルを家庭で崩さないよう、子どもと同等の情報を共有する。

平成二十一年三月六日　社団法人日本ＰＴＡ全国協議会

会長　曽我　邦彦

県Ｐ自慢　石川県Ｐ　シリーズ55

携帯電話『原則持たせない』を宣言！

石川県ＰＴＡ連合会　会長　北川　善昭

本会は、昭和23年4月に発足し、今年度（平成20年度）創立60周年を迎えました。

今年度は例年の活動に加えて、創立60周年記念大会・記念パーティー開催と記念誌発行、第64回東海北陸ブロックＰＴＡ研究大会石川県・七尾大会を開催しました。

本会は、19市町Ｐ連で組織し、今年度の会員数は86393人です。また、会長以下役員は、会長1名、副会長12名で構成しています。

今年度は、役員会5回、理事会4回、事務局会3回、総会1回、会長研修会1回、ＰＴＡ大会1回。他に、県小中学校長会との懇話会1回、数年ぶりに復活した県教組との懇話会1回を開催しています。（60周年関係と東海北陸大会関係の会議を除く。）

専門委員会は6つあり、各委員会が単独あるいは合同で研修をしています。

◎有害環境から子どもたちを守る目的と保護者の認識を高める目的で取り組んできた主なことは、次のとおりです。

◇17年度から、県小中学校長会と連携してリーフレットを作成し、新中学一年生の保護者に配付。

◇19年度には、県警察本部に講師を依頼して、家庭教育委員会と地域活動委員会合同の研修会を開催。広報紙で「小中学生に携帯電話が必要か否か?」と全会員に問いかけ。

◇20年度の県Ｐ連活動方針に、「携帯電話・インターネットの有害環境から子どもたちを守る活動を推進する」ことを盛り込む。日本ＰＴＡ全国協議会加藤秀次副会長に講師をお願いして、全単位ＰＴＡ会長を対象に、「ケイタイを持つ子供を有害環境から守れるか」と題した講演会を開催。ＮＴＴとＫＤＤＩの携帯電話担当者から、フィルタリングや販売の仕方等について聞く。地域活動委員会が宣言文を起草し、理事会で承認。

◇21年1月に、文部科学省委託作成のＤＶＤを全単位ＰＴＡに研修用として配付。

◇21年2月に、県Ｐ連の強い意志を伝えるために県教育長と新聞社、公民館連合会を訪問。「宣言文」を掲載した広報紙を全会員に発行し、再度「携帯電話が必要か否か」の熟考を促す。

◎今後は、婦人団体協議会、町会連合会、県教組その他諸団体と連携して、この宣言文に基づいて「子どもと大人の携帯電話・インターネットに関する認識を高め、子どもたちを有害環境から守る」べく、活動を広めていきたいと考えています。

東海北陸ブロックＰＴＡ研究大会
石川県七尾大会閉会式

『携帯電話・インターネットに関する宣言文』
＝石川県ＰＴＡ連合会＝

①石川県ＰＴＡ連合会として、原則、小・中学生には、携帯電話を持たせない。

②やむを得ず持たせる場合は、フィルタリングを必ず付けたうえで、保護者の責任と管理の下、子どもとの間で利用の取り決めをする。

③保護者と子どもに、携帯電話・インターネットについての認識を高めるために、各地区で啓発活動を推進する。

第24回日中友好『少年少女の翼』3月27日、北京へ

日本ＰＴＡの国際交流事業である日中友好「少年少女の翼」はこのたび24回目を迎えることになった。

雄大な景観と多彩な文化の国・中国を日本の中学生が訪問し、日中同年代の子どもたちとの交流を深めつつ、多くを学ぶことができる機会である。この学びの場は、次世代を担う両国の子どもたちにとって大変貴重なものであるといえよう。それぞれがこの経験で得たものをもとに、長い時間をかけて築かれた日中間のかけはしをより充実させ、さらに広い視野を持って未来への新たな道を切り開いていくことを願っている。

今年は3月27日（金）から31日（火）までが訪問期間となる。参加団員は中学生106名、役員8名、班リーダ110名である。3月26日（木）に結団式が行われ、翌日中国へ出発する。

帰国後、報告書が発行される。

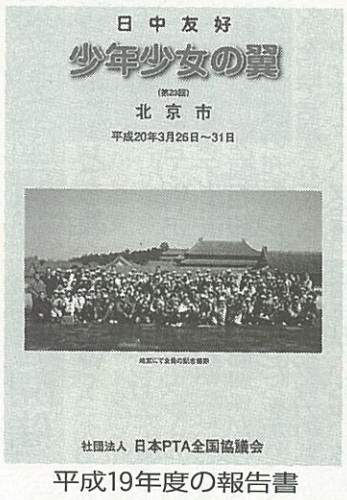

平成19年度の報告書

北京師範大学第二附属中学で
歓迎を受ける団員（平成19年度）

文部科学省

新しい日本の教育 今こそ実行のとき！

塩谷文部科学大臣

新しい日本の教育　今こそ実行のとき！
～元気あふれる教育によって日本の底力を回復する～

平成21年　2月3日
文部科学大臣　塩谷立

日本が直面する難局を克服し、我が国の立て直しを図るため、今こそ、教育の充実によって、未来に向けて明るく強い日本をつくっていくことが必要。

教育基本法の理念を実現し、教育振興基本計画を着実に推進。

重点的に取り組む7つの事項

生きる基本
- ○基礎学力の定着、道徳教育の充実、体力の向上
- ○職業観・勤労観の育成
- ○校庭の芝生化、スポーツ、「外に出る」活動への支援

学校体系
- ○幼稚園から大学までの学校体系の在り方の検討
- ○質の高い教員の確保

教育費
- ○家計負担の軽減、公財政支出の在り方の検討
- ○手厚い支援が必要な子どもたち、外国人への支援

塩谷文部科学大臣は、この度、「新しい日本の教育。今こそ、実行のとき！」と題した、今後重点的に取り組む7つの事項を提示した。大きく取りあげられているのは、次の3点。

○生きる基本

4月から移行措置が始まる新学習指導要領の実施を通じて、全ての子どもに、基礎学力の定着、道徳教育の充実、体力の向上など、知・徳・体をバランス良く、しっかりと育んでいく。そのための条件整備として、21年度予算案でも、1万4000人のサポート先生や理科設備の充実、武道場の整備等を措置した。職業観・勤労観の育成は、各学校段階で職場体験やインターンシップ等を通じて実施しているが、今後、初等中等教育から高等教育を通じ、発達段階に応じた体系的なキャリア教育の在り方について、中教審で検討する（20年12月24日諮問）。子どもたちが多様な経験を積み、自分の世界や視野を拡げることができるように、校庭の芝生化の推進やスポーツ活動の充実とともに、野外や海外など外に出る活動への支援を21年度予算案に盛り込んだ。学校支援地域本部の設置等を推進して地域の教育力を高め、元気で積極的に行動する子どもを育てる観点から、一層の充実策について検討する。

○学校体系

幼稚園から大学までの学校体系の在り方、とりわけ、小中一貫、中高一貫、高大接続など異なる学校段階間の円滑な接続の在り方を中心に、これまでの実践の成果と課題も踏まえ、検討を進める。4月から始まる教員免許更新制の円滑な実施を図る。さらに、優秀な質の高い教員を確保することができるように、養成段階や現職研修の充実、採用人事の工夫改善、学校運営の在り方やメリハリある教員の処遇等について検討を進める。

○教育費

21年度予算案において、大学等の奨学金や幼稚園就園奨励費の充実等を行ったが、引き続き、意欲と能力ある者誰もが教育機会を確保することができるよう、これらの施策を含め、家計負担、公財政支出の在り方について総合的に検討を進める。不登校の子どもをはじめとして、経済状況の悪化により教育の機会を逸する恐れがあるなど、手厚い支援が必要な子どもたちや、発達障害を含めて障害のある子どもたちへの支援を進める。また、グローバル化の進展に伴い、今後一層の増加が予想される外国人及びその子どもたちに対する支援を引き続き充実する。なお、これに関連して、国際教育交流政策懇談会を設けた。

あわせて、塩谷文部科学大臣から「生きる基本」に関して、子どもも大人も、家庭も地域も一緒に取り組んでほしいとして「『心を育む』ための5つの提案」も発表された。

携帯電話に代表される情報化の急速な進展等に伴い、人と人との絆の弱体化や、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている。そのため、社会生活を営んでいくための基本的倫理観や自制心・自立心を育てるなど、「心を育む」取組を社会総がかりで実行することが必要だ。

そこで、5つの具体的な提案がなされている。第1に、「早寝早起き朝ごはん」と共に「読み書きそろばん・外遊び」を推進し生きる基礎を養うこと、第2に、各学校の校訓を見つめ直し継続的に実践する取組みを地域で応援すること、第3に、先人の生き方や本物の文化・芸術から学ぶこと、第4に、携帯電話の使い方をはじめ、家庭で生活の基本的ルールをつくること、第5に、地域の力で教育を支えること。

教育政策は、まさに、いま実行のときだ。今後、教育基本法の理念を実現するため、教育振興基本計画を具体化し、教育の充実を通して、未来に向けて明るく強い日本をつくっていく考えを示した。

以下のURLで閲覧できる　http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/02/1236056.htm

「心を育む」ための５つの提案
～日本の良さを見直そう！～

平成２１年　２月３日
文部科学大臣　塩谷立

携帯電話に代表される情報化の急速な進展等に伴い、人と人の絆の弱体化や、家庭や地域の教育力の低下など、日本に昔からあった良さが次第に失われつつあると感じています。

いま、社会生活を営んでいくための基本的倫理観や自制心・自立心を育てるなど、「心を育む」取組を重視していく必要があると考えます。

４月から先行実施される新しい小・中学校の学習指導要領では、道徳を充実させ、公共の精神や伝統・文化を重視するとともに、体験学習を通じて感動を覚える多くの機会を設けます。

しかし、「心を育む」取組は、大人も子どもも地域も一緒に、社会総がかりで実行することが必要であり、この度、５つの具体的な提案をします。

1　「読み書きそろばん・外遊び」を推進する。
～「早寝早起き朝ごはん」と共に、生きる基礎を養う活動を積極的に行おう！～

2　校訓を見つめ直し、実践する。
～先生と子どもが一緒になって、各学校にある校訓を具体化する取組を継続的に実践し、地域でこれを応援しよう！～

3　先人の生き方や本物の文化・芸術から学ぶ。
～心に残り、人生の模範となる先人の話題を、道徳の教材に取り入れよう！
本物の文化・芸術に触れ、また、人生の先輩や様々な職業の話を聞こう！～

4　家庭で、生活の基本的ルールをつくる。
～家庭は全ての教育の出発点。携帯電話の使い方など、家庭で基本的なルールづくりを行おう！～
私が提案する親と子の約束①挨拶しよう。②みんなと話そう。③手伝いをしよう。
①いじめるな。②嘘をつくな。③人に迷惑をかけるな。

5　地域の力で、教育を支える。
～学校支援地域本部の活動などを通じて、地域ぐるみで子どもを育てる環境をつくろう！～

新学習指導要領

～平成21年4月からの移行措置について～

文部科学省では、昨年3月28日に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領を改訂しました。また、本年3月9日には、高等学校・特別支援学校学習指導要領等を改訂しました。

今回の改訂では、子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた力である「生きる力」をはぐくむため、小・中学校では授業時数を増加するとともに、言語活動や理数教育、外国語教育、道徳教育などに関する指導内容を充実しています。

小・中学校の新学習指導要領がすべての教科等について全面的に実施されるのは、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度からですが、可能なものは移行措置として本年四月から先行して実施することとしています。以下で、4月からの学校教育がどのように変わるのかをご紹介します。

●算数・数学、理科

算数・数学、理科については、本年4月から子どもたちの学習内容が増加します。

全面実施にあわせて新学習指導要領に対応した教科書が作成されますが、来年度はこれまでと同じ教科書を使うことになります。そのため、追加して学習する内容は、教科書には記載されていません。そこで、現行の教科書を補完する「補助教材」を教科書会社に委託して作成し、すべての児童生徒に配布します。小学校では1・2年生に算数、理科の補助教材が、また、中学校では1年生に数学、理科、3年生に理科の補助教材がそれぞれ配布されます。

4月から、算数、数学、理科の授業は、教科書と補助教材の両方を用いて行われることになります。

●その他の教科

算数・数学、理科以外の各教科については、学校の判断により、4月から新学習指導要領によることも可能となっています。

ただし、小学校社会科の「47都道府県の名称と位置」や「世界の主な国の名称と位置」など、4月以降、すべての学校で学習する内容もあります。

●授業時数の増加

本年4月から、文部科学省が基準として示す標準授業時数も変わります。

小学校においては、平成21年度から算数、理科において指導内容が増加することに伴い、算数、理科の標準授業時数が増加します。また、体力低下の課題に対応するため、小学校低学年で体育の標準授業時数を増加します。これにより、小学校低学年では週あたり2コマ分、中・高学年では週あたり1コマ分ずつ、標準授業時数が増加します。

中学校においても、数学、理科の標準授業時数が、内容増に伴い、平成21年度から23年度にかけて段階的に増加し、総授業時数は、平成24年度から各学年で週あたり1コマ分増加します。

各学校では、この基準をもとに時間割を編成することになります。

●小学校の外国語活動

平成23年度から小学校5・6年生で外国語活動が必修となります。平成21・22年度は、各学校の状況に応じて外国語活動を実施することもできます。文部科学省では、外国語活動の実施が円滑にできるよう、配布を希望する学校の児童に「英語ノート」を配布することにしています。また、授業で使用できる音声教材（CD）やデジタル教材も各学校に配布し、各学校の取組を支援することにしています。

●終わりに

文部科学省としては、新学習指導要領の円滑な実施に向けて、指導体制や教材等の条件整備を進めていきたいと考えています。保護者の皆様にも、4月から始まる新しい学校教育について、御理解、御支援をお願いいたします。

放課後子ども教室全国研究大会を開催

～全国の66の放課後子ども教室を表彰～

【放課後子ども教室全国研究大会　於：パナソニックセンター東京（東京都江東区）】

平成19年度から始まった「放課後子ども教室推進事業」は、全国の市町村が主体となり、放課後や週末等の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに様々な活動を行う機会を提供する取組であり、子どもたちの健全な育成や地域の教育力の向上を図ることを目的としています。平成20年度においては全国の1019市町村、7821箇所で実施されております。

去る、2月25日～26日の2日間、「放課後子ども教室推進事業」の全国的な普及、活動内容の充実のため、全国で活躍されているコーディネーター、安全管理員、行政関係者等約150人の参加を得て、放課後子ども教室全国研究大会が開催されました。

【放課後子ども教室推進表彰式等】

研究大会の冒頭では、全国の自治体から推薦を受けた、66の放課後子ども教室に対して、文部科学省生涯学習政策局長より表彰状の授与を行いました。本表彰は、全国各地で優れた取組を行い、他の模範となっている「放課後子ども教室」の功績をたたえ、「放課後子ども教室推進事業」創設後、初めて実施されたものです。

表彰式で全66の放課後子ども教室を代表して表彰状を授与された愛知県瀬戸市「陶原（とうげん）小学校せとっ子モアスクール」代表の山本和昭氏は、「地域社会の人間関係が薄くなり、子どもたちを取り巻く地域社会の教育力の低下が指摘されている中、放課後子ども教室が担う役割は、確実に大きくなってきている。これからもより一層の努力と、新たな気持ちをもって取り組んでいきたい。」と、受賞の喜びと今後の抱負を述べられました。

研究大会では、その後、表彰を受けた大阪市立粉浜（こはま）小学校いきいき活動放課後子ども教室、宮崎県五ヶ瀬町五ヶ瀬風の子自然学校の事例発表、財団法人さわやか福祉財団理事長掘田力氏の基調講演、上智大学総合人間科学部教育学科教授奈須正裕氏、NPOスクール・アドバイス・ネットワーク理事長生重幸恵氏の講義、3つの分科会に分かれての課題解決型のワークショップ、大阪府知事特別顧問・前東京都杉並区立和田中学校校長藤原和博氏の激励講演が実施され盛況のうちに終了しました。

文部科学省は、本研究大会等の実施を通じ、「放課後子ども教室推進事業」の更なる推進を図っていきたいと考えております。また、本研究大会において、PTAの皆様の協力が本事業にとって非常に重要であることが改めて認識されたところです。引き続き、「放課後子ども教室推進事業」へのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

第１回放課後子ども教室推進表彰教室（６６教室）

北海道上富良野町　「上小放課後スクール」	島根県松江市　「古志原子ども広場」
青森県鶴田町　「（鶴田町）サンシャインスクールくるみ」	岡山県津山市　「一宮公民館プレイランドの会学級」
岩手県奥州市　「水沢南放課後子ども教室　ホワイトキャンパス」	広島県尾道市　「浦崎放課後子ども教室」
宮城県本吉町　「津谷放課後子ども教室　（津谷わんぱくクラブ）」	山口県宇部市　「厚東ひだまり教室」
秋田県東成瀬村　「東成瀬村放課後子ども教室「仙人郷虎の穴」」	徳島県鳴門市　「撫養クラブ子ども教室」
山形県金山町　「森の子ども図書教室　（金山町）」	香川県琴平町　「琴平町こんぴら子ども塾」
福島県田村市　「下大越めだかの学校」	愛媛県久万高原町　「久万子どもの居場所づくり教室」
茨城県守谷市　「守谷市放課後子どもプラン　もりっこひろば」	高知県安田町　「ふれあい広場inやすだ」
栃木県さくら市　「喜小っ子ふれあいスクール」	佐賀県唐津市　「鏡子ども教室」
群馬県高山村　「高山村子ども教室」	長崎県新上五島町　「奈良尾地区放課後子ども教室」
埼玉県所沢市　「所沢小学校　ほうかごところ」	熊本県座山村　「座山村放課後子ども教室」
千葉県我孫子市　「一小あびっ子クラブ」	宮崎県五ヶ瀬町　「五ヶ瀬風の子自然学校」
東京都品川区　「すまいるスクール第二延山」	鹿児島県瀬戸内町　「古仁屋子ども教室　」
東京都杉並区　「すぎっ子くらぶ」	沖縄県南城市　「百泉児童クラブ」
東京都葛飾区　「わくわくチャレンジ広場道上」	埼玉県さいたま市　「北浦和ふれあいプレイランド」
東京都三鷹市　「高山ふれあい広場」	神奈川県横浜市　「狩音が丘小学校はまっ子ふれあいスクール」
東京都小平市　「こだいら放課後子ども教室小平四小地区」	愛知県名古屋市　「鶴舞小学校トワイライトスクール」
神奈川県逗子市　「逗子小学校ふれあいスクール」	愛知県名古屋市　「富蔵小学校トワイライトスクール」
新潟県長岡市　「希望が丘あそびの城」	愛知県名古屋市　「阪防小学校トワイライトスクール」
富山県立山町　「立山かがやきクラブ」	愛知県名古屋市　「栄小学校トワイライトスクール」
福井県大野市　「上庄放課後子ども教室」	愛知県名古屋市　「上野小学校トワイライトスクール」
山梨県甲府市　「みんなの居場所「羽黒ほっとサロン」」	大阪府大阪市　「堀川小学校いきいき活動放課後子ども教室」
長野県小布施町　「小布施子ども教室」	大阪府大阪市　「放出小学校いきいき活動放課後子ども教室」
岐阜県坂祝町　「坂祝町子ども教室　」	大阪府大阪市　「新森小路小学校いきいき活動放課後子ども教室」
静岡県後藤市　「子ども創造の広場」	大阪府大阪市　「新北島小学校いきいき活動放課後子ども教室」
愛知県瀬戸市　「陶原小学校せとっ子モアスクール」	大阪府大阪市　「粉浜小学校いきいき活動放課後子ども教室」
三重県明和町　「しゅうせいちゃれんじきっず」	大阪府大阪市　「聖和小学校いきいき活動放課後子ども教室」
滋賀県大津市　「石山放課後子ども教室」	大阪府堺市　「堺市立英彰小学校放課後ルーム」
京都府綾部市　「物小チャレンジクラブ」	福岡県北九州市　「遊びの広場　曽根っ子クラブ」
大阪府寝屋川市　「和光キッズクラブ」	秋田県秋田市　「外旭川放課後子ども教室」
兵庫県尼崎市　「尼崎北こどもクラブ」	愛媛県松山市　「生石子どもいきいき教室」
和歌山県有田市　「箕島ふれあいルーム」	高知県高知市　「校庭開放」
鳥取県岩美町　「海の子チャレンジ教室」	宮崎県宮崎市　「光陽台遊んでいい友塾」

文部科学省

総合フェスタ2009が開催

「総合的な学習の時間フェスタ2009　～だから〝総合〟はやめられない！～」が、2月13日、中央合同庁舎第7号館（東京都千代田区）で開催された。有識者による討議や小、中、高等学校各1校の児童生徒らによる事例発表や意見交換に、全国各地から参加した約600名が聴き入った。

今般の学習指導要領改訂は、学校教育全体として「生きる力」を育むことをねらいとしている。これまで総合的な学習の時間で行うことが期待されていた知識・技能を活用する学習活動を各教科の中で充実させ、総合的な学習の時間は教科横断的・総合的な学習、探究的な学習として充実させるとの考えから、総合的な学習の時間の授業時数を減らし、内容の改善が図られている。今回の催しは、4月から学習指導要領が適用される総合的な学習の時間について、あらためてこの時間の意義や可能性を確認することをねらいとしている。

〝総合〟の重要性を指摘

催しでは、まず、塩谷立文部科学大臣からあいさつが行われた。大臣は、総合的な学習の時間について、教育課程全体の見直しの中で授業時数が削減されたものの、「生きる力を育成する上で、極めて重要な役割を果たすものであることは何ら変わりがない」と、その重要性を指摘した。

続けて、有識者による討議が行われた。パネリストは、大山夏生氏（岐阜県山県市立高富小学校教諭）、北城恪太郎氏（日本IBM株式会社最高顧問）、黒上晴夫氏（関西大学教授）、高橋仁子氏（福島県三春町立三春小学校学校運営協議会副会長）の四氏。田村学文部科学省教科調査官のコーディネートの下で、「実社会や実生活で求められる能力の育成」、「地域や社会と一体となって取り組む総合的な学習の時間」という2つの論点から、新学習指導要領の下での総合的な学習の時間の在り方についての討議が展開された。

保護者の理解が課題

討議では始めに、総合的な学習の時間の改訂の内容について、黒上氏や大山氏からは、改訂をきっかけに総合的な学習の時間と教科との関連付けや探究的な授業が行われるようになることなどの指摘があり、改訂を通じて、総合的な学習の時間が充実することを期待させた。

一方、北城氏からは、総合的な学習の時間の目標として、自ら課題を見付け、考えることが掲げられていることは重要だとしつつも、保護者の期待は大学受験にあり、総合的な学習の時間の重要性について理解が得られていないのではないかとの指摘が寄せられた。小・中学生の子どもをもつ高橋氏は自らの経験を踏まえ、総合的な学習の時間を通じた子どもの成長を評価しつつ、その価値をどのように保護者に伝えていくかは難しいと応じ、今後の課題も明らかとなった。

企業が求める力

「実社会や実生活で求められる能力の育成」について、北城氏は、企業に対する調査の結果をもとに企業が求める能力として、熱意、実行力、協調性、コミュニケーション能力、課題解決能力、論理的な思考力などを挙げ、それらを育むことが総合的な学習の時間で求められていると指摘した。加えて、人材の採用に当たっては、出身校の名前ではなく、面接の結果を重視していることを説明した。

このことについて大山氏は、総合的な学習の時間の実践をもとに、人とかかわる力やものごとを調べる力が児童に付いてきたことを説明した。黒上氏からは、調べ学習をした後は教科学習への取り組み方が変わってくるなど、学習意欲の高まりについても指摘があった。

学校が地域を活性化

「地域と一体となって取り組む総合的な学習の時間」について、高橋氏から、総合的な学習の時間がきっかけとなってできた学習を支援する組織について紹介があった。あわせて、子どもと地域の人との関係ができたこと、学習を支援する人たちも地域が身近なものになったとの説明があり、総合的な学習の時間の成果をうかがわせた。

このことについて黒上氏からは、学校が地域を活性化していく可能性について指摘があった。また、北城氏からは、地域の連携の輪を広げるために、経営者などを学校に呼んだりするなど、教員がコーディネーターとしての役割を果たしていくことが提案された。

小中高の取組紹介

催しでは有識者による討議のほか、小中高等学校各一校からの発表と、事例発表者による意見交換が行われた。

横浜市立大岡小学校からは、「マークを作ろう大作戦」として、地域の商店街と連携を図って、商店街のキャラクター作りを行った事例が発表された。

広島県三次市立塩町中学校からは、「今の自分と未来の自分～夢をつなぐ塩中の〝総合的な学習の時間〟」として、三次市の障害者関係の施策に関するグループ研究の取組を中心に発表があった。

熊本県立鹿本高等学校からは。同校の総合的な学習の時間について、とりわけ、自分の進路を考えるに当たって、総合的な学習の時間がどのように生かされたかについて発表があった。

〝総合〟が強く影響

事例発表者による意見交換は文教大学の嶋野道弘教授のコーディネートの下で進められた。小学生からは総合的な学習を通じて、地元の商店街が身近なものになったとの意見があった。中学生からは総合的な学習の時間を通じて教科学習が何に役立つのかが分かったことから、総合的な学習の時間がなくなったら教科の学習が有意義であることが分からなくなり「勉強する気がなくなる」との意見があった。高校生からは、総合的な学習の時間を通じて自分の進路を考えてきた経緯をふまえ、総合的な学習の時間がなかったら「今の自分はここにはいない」との意見があり、総合的な学習の時間が子どもの学習や考え方に強く影響を及ぼしていることをうかがわせた。

最後に嶋野教授から、総合的な学習の時間が受け入れられるかどうかは、社会一般の教育に対する見方によるとし、教育そのものを子どもの自発性や創造性をもとに考えることの重要性について指摘があった。

催しに参加した東京都在住の男性は「子どもの発表は、人間としての確かな成長をうかがわせる大変心強いものだった。地元の学校の取組にも注目したい」と話していた。

4月から新しい総合的な学習が始まる。学校には総合的な学習の時間の取組が新しい学習指導要領に即したものになっているか見直していくことが求められる。また、保護者には子どもの成長した姿を描きながら学校教育をとらえ直したり、学校が地域で調べ学習等を行う機会をきっかけとして積極的に学校にかかわっていったりすることが期待される。

特別支援学校学習指導要領等の改訂について

本年3月に特別支援学校学習指導要領等が告示されました。今回は、①幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善に準じた改善を行う、②社会の変化や幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化などに対応した改善を行うという2つの観点から検討を行い、特に②については以下の改善を行いました。

1つ目は、障害の重度・重複化、多様化への対応です。障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導領域である「自立活動」について、「他者とのかかわりの基礎に関すること」など新たな内容を追加するとともに、新たな区分として「人間関係の形成」を示しました。また、重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家等を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定しました。

2つ目は、一人一人に応じた指導の充実です。障害のある児童生徒については、個々の障害の種類や程度に応じたきめ細かな対応が必要です。このため、すべての幼児児童生徒に対して、一人一人の指導の目標や内容を示した「個別の指導計画」や、医療、福祉、労働等の関係機関と連携した支援を行うための「個別の教育支援計画」を作成することとしました。

3つ目は、職業教育の充実です。障害のある子どもが職業的に自立することは、社会参加していくために重要です。このため、特別支援学校（知的障害）高等部の専門教科「福祉」を新設したほか、地域や産業界等と連携を密にし、職業教育や進路指導の一層の充実を図ることとしました。

4つ目は、交流及び共同学習の推進です。障害のある子どもとない子どもが共に活動することは、障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、障害のない子どもにとっても、様々な人々と共に支え合って生きていくことを学ぶ重要な機会となります。このため、交流及び共同学習を計画的、組織的に行うこととしました。

今後とも、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、特別支援教育を推進するため、御理解と御協力をお願いします。

東京国立博物館　スクールプログラム

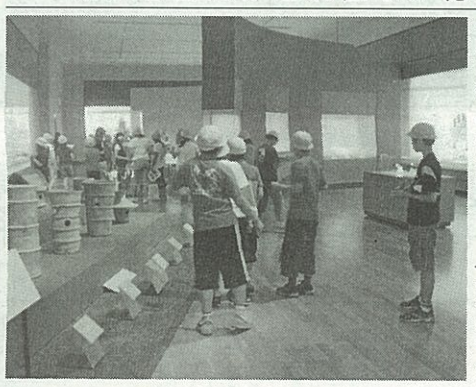

東京国立博物館では、学校で来館される児童・生徒を対象に、スクールプログラムを行っています。

展示見学前のガイダンスから、展示室での作品鑑賞、絵巻物の取り扱い体験やものづくり、博物館の仕事に焦点をあてたプログラムまで、全部で12コースを用意しています。1名の生徒から380名迄の学年・学校単位のご来館まで、当館研究員が対応します。

図工・美術・歴史の授業だけでなく、総合的な学習の時間、キャリア学習、修学旅行時のグループ学習、クラブ活動などにもご活用ください。

博物館で日本の伝統文化にふれ、より充実した見学をする手助けをいたします。スクールプログラムは、火～金曜日の平日に実施します。

詳細は、東博ホームページ「学校の先生方へ」http://www.tnm.jp/jp/education/sensei/をご覧いただくか、03―3822―1111（代表）までご連絡ください。

唐招提寺金堂 平成大修理記念 国宝 鑑真和上展

4月4日（土）～5月24日（日）

奈良国立博物館では、この4～5月に「唐招提寺金堂平成大修理記念　国宝鑑真和上展」を開催します。鑑真和上は中国・唐出身の僧侶で、数度にわたる渡航の失敗を乗り越え、天平勝宝5年（753）に日本へ渡ってきました。その入滅前後につくられた「鑑真和上坐像」（写真）は、肖像彫刻の傑作として有名です。結跏趺坐して静かに瞑想するその姿から

国宝　鑑真和上坐像
奈良・唐招提寺

は、幾多の苦難にも屈せず邁進した、鑑真和上の強い意思を感じ取ることができます。

その鑑真和上が、晩年に開いたのが唐招提寺です。現在の唐招提寺には、仏像彫刻や絵画・工芸品等、信仰の所産が数多く伝来していますが、特に、境内に建つ金堂は、井上靖の小説『天平の甍』にも登場し、奈良時代の貴重な建築物として有名です。この金堂は、平成12年以来、足かけ10年にわたって解体修理がおこなわれてきましたが、今年の秋にそれが完成します。

本展は、これを記念し、鑑真和上坐像や金堂の仏像群、そして今回の修理まで金堂の屋根を飾っていた創建当初の鴟尾などを展示し、鑑真和上の偉業を讃えるとともに、唐招提寺の1200余年の歴史と豊かな文化遺産を紹介するものです。（奈良国立博物館学芸部研究員　野尻忠）

国立劇場 歌舞伎・文楽鑑賞教室

国立劇場では、気軽に伝統芸能を楽しんでいただけるよう、歌舞伎・文楽の鑑賞教室を開催します。解説ステージと、名作の上演により、初めての方にも分かりやすくご覧いただける公演です。

○6月歌舞伎鑑賞教室（1～24日）11時・2時半
演目＝「解説　歌舞伎のみかた」・「華果西遊記（かかさいゆうき）」

○7月歌舞伎鑑賞教室（3～24日）11時・2時半
演目＝「解説　歌舞伎のみかた」・「矢の根（やのね）」・「藤娘（ふじむすめ）」

○12月文楽鑑賞教室（4～16日）11時・2時
演目＝未定

○料金
歌舞伎＝1等3800円、2等1500円　文楽＝3600円　歌舞伎文楽とも学生は全席1300円

○団体観劇のお問合せは国立劇場営業課（03―3265―6751）
http://www.ntj.jac.go.jp/

天空からチベットが下りてくる！

「聖地チベット　ポタラ宮と天空の至宝」

九州国立博物館では、世界的に大きな関心を集めていますが、あまりなじみのないチベット文化に関するわが国初の総合的な特別展を企画しました。並んでいるのは、世界文化遺産に登録されているチベット自治区ラサと河北省承徳にある宮殿（ポタラ宮、ノルブリンカ、避暑山荘）、寺院や博物館などからの珠玉の名品ばかりです。そのうち、3割が国家一級文物です。

最澄や空海が唐で学んでわが国に伝えた天台宗や真言宗と違い、チベット密教はインド後期密教を直接受け入れ、さらに発展してきました。そこには女性の仏たち、怒りの表情をあらわにした忿怒尊、慈悲と智慧の合一を示す抱擁する男女の仏たちなど、見慣れないが魅力あふれる仏たちがいます。独特の姿形をしたチベット密教の仏たちを通して、チベット文化への理解を深めるまたとない機会ですので、多数の方々のご来場をお待ちしています。

常任幹事会 常置委員会 報告

常任幹事会

常任幹事会

平成21年2月19日（木）
10時～12時30分
ホテルフロラシオン青山（芙蓉）

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 成立宣言
4. 議長選出
5. 議事録署名人選出
6. 議事
(1)業務報告
(2)常任委員会報告
(3)特別委員会報告
(4)平成20年度中間監査報告
(5)60周年記念式典の報告
(6)「たのしい子育て全国キャンペーン」について
(7)実践事例集（25）の作成について
(8)「教育に関する意識調査」について
(9)マスメディア調査委員会より
(10)日中友好「少年少女の翼」について
(11)平成20年度補正予算について
(12)第57回全国研究大会の開催地について
(13)第61回以降の全国研究大会の開催地について
(14)第31回全国小・中学校ＰＴＡ広報紙コンクールについて
(15)その他
7. 閉会の辞

常置委員会

総務委員会

平成21年2月18日（水）
15時～17時
ホテルフロラシオン青山（梅）

1. 担当役員あいさつ
1. 委員長あいさつ
〈協議事項〉
1. 定款の改正（案）について
2. その他

教育問題委員会

平成21年2月18日（水）
15時～17時
ホテルフロラシオン青山（松）

1. 担当役員あいさつ
1. 委員長あいさつ
〈協議事項〉
1. 平成20年度「教育に関する保護者の意識調査」について
○アンケート調査結果等
2. 今後の活動について
3. その他

厚生委員会

平成21年2月18日（水）
15時～17時
ホテルフロラシオン青山（かつら）

1. 担当役員あいさつ
1. 委員長あいさつ
〈協議事項〉
1. 今年度厚生委員会作成CDの現状報告
2. 各協議会からの事例について
3. 最終回の委員会での協議事項について
4. たのしい子育て全国キャンペーンについて（経過報告）
5. その他

環境対策委員会

平成21年2月18日（水）
15時～17時
ホテルフロラシオン青山（桃）

1. 担当役員あいさつ
1. 委員長あいさつ
〈協議事項〉
1. マスメディアに関するアンケート調査について
2. 携帯・ネット関連事業との情報交換
○まとめ
○委員会内意見集約
3. その他

委員会報告

環境対策委員会では、2月18日（水）ホテルフロラシオン青山において、「携帯事業者との情報交換会」を開催しました。青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）が4月1日から施行されるにあたり、保護者として、日本ＰＴＡとして何ができるのか、何をしなければならないのかを、関連事業者との情報交換を通じ考える機会としました。

会議では、各社のこれまでの取り組み・法律が施行されるのを受けての取り組みや今後の取り組みを聞かせていただき、保護者から事業者に対しての要望、事業者から保護者に対しての要望などの意見交換を行われました。全体的な感想としましては、携帯各社が子どもたちのために、子どもを守るために、真摯に取り組まれていることが非常に強く感じられました。

今回のような情報交換会は今までにはなく、また、携帯3社の担当者が同じテーブルにつくのは初めてで、大変有意義な会であり、ぜひ今後も今回のような会を開催したいとのご意見をいただきました。

今後、学校における指導や保護者への周知徹底をどのように行うかが、日本ＰＴＡ全国協議会として喫緊の課題となっており、電気通信事業者協会での認知向上を目指したキャンペーンなど、これから携帯各社と協同してこの課題に取り組んでいきたいと考えております。

環境対策委員会
委員長　天野一

大会趣旨

近年、IT社会の進展や少子高齢化、核家族化の進行などの社会環境の変化に伴い、家庭や地域社会の教育力、若年層の社会性が低下しています。更に青少年を取り巻く生活環境が大きく変化し、ＰＴＡ活動の在り方について多くの課題が山積みしています。

このような時期に、緑豊かな豊穣の地「みやぎ」に集い、親として、教師としてそして人として「愛してやまない子どもたちのために、今何をなすべきか」を語り合い実践しましょう。

メインテーマ

- ●自ら学び実践するＰＴＡ活動
- ●家庭・学校・地域社会が協働し子どもを育むＰＴＡ活動
- ●子どもの安全・安心な教育環境を整えるＰＴＡ活動
- ●食の大切さを考え基本的生活習慣を実践するＰＴＡ活動
- ●環境を大切にし人を愛する心豊かな子どもを育むＰＴＡ活動
- ●子ども一人ひとりの自己実現を支援するＰＴＡ活動

全体会記念講演会

8月22日（土）全体会
ホットハウス
スーパーアリーナ
（グランディ21）
利府町菅谷字舘40－1

医学博士・東北大教授
川島隆太氏

そよ風通信

この冬は戦後2番目の暖冬だったそうです。まだ風は冷たいですが、その中にかすかに感じられる花の香りや、陽だまりに少しずつ顔をのぞかせた野草の姿に、春はもうすぐと気付かされます。

別れと出会いのこの季節、式典を彩る子どもたちのまっすぐな歌声に励まされます。たくさんの可能性を秘めたまなざしがまぶしいほどで、拍手と共に心の中で「ありがとう、私たち大人もがんばります」と応えたくなります。

ＰＴＡ活動を卒業される方、継続される方、新たに始められる方…皆様にとって新しい一歩の始まりがもうすぐそこに来ています。

今年度の広報紙発行にあたりご協力いただきました皆様に、この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございました。

第57回日本ＰＴＡ全国研究大会 みやぎ大会

8月21日（金）分科会
8月22日（土）全体会

会場施設一覧

分科会（領域）	会場名	所在地
第1分科会（組織・運営）	登米祝祭劇場（水の里ホール）	〒987－0511 登米市迫町佐沼光ヶ丘30
第2分科会（家庭教育）	石巻市民会館	〒986－0017 石巻市不動町二丁目16－1
第3分科会（学校教育）	栗原文化会館	〒987－2215 栗原市築館高田二丁目1－10
第4分科会（表彰式・情報活動）	蔵王町ふるさと文化会館（ございんホール）	〒989－0821 蔵王町大字円田字西浦5
第5分科会（地域連携）	岩沼市民会館	〒989－2427 岩沼市里の杜一丁目2－45
第6分科会（人権教育）	白石市文化体育活動センター（ホワイトキューブ）	〒989－0222 白石市鷹巣東二丁目1－1
第7分科会（国際理解）	七ヶ浜国際村ホール	〒985－0803 七ヶ浜町花渕浜字大山1－1
第8分科会（健康安全（食育））	南三陸ホテル観洋	〒986－0766 南三陸町黒崎99－17
第9分科会（環境教育）	大崎市岩出山文化会館（スコーレハウス）	〒989－6411 大崎市岩出山字船場21
特別第1分科会（日本ＰＴＡ担当）	多賀城市文化センター	〒985－0873 多賀城市中央二丁目27－1
特別第2分科会（文部科学省担当）	名取市文化会館	〒981－1224 名取市増田字柳田520
全体会	ホットハウススーパーアリーナ（グランディ・21）	〒981－0122 利府町菅谷字舘40－1